

令和3年度第1回宍粟市地域公共交通会議次第

令和3年6月24日(木) 午後2時～
宍粟防災センター 5階ホール

1. 開 会

2. あいさつ

3. 宍粟市地域公共交通会議委員の紹介

4. 宍粟市地域交通会議の趣旨説明

5. 議 事

(1) 令和4年度フィーダー系統確保維持計画(案)について

6. 報 告

(1) 路線(小型)バスの利用実績

(2) 今後の路線見直しについて

7. そ の 他

8. 閉 会

【メモ】

宍粟市地域公共交通会議委員名簿

■委員

	所 属	役 職	氏 名	備考
	宍粟市	宍粟市副市長	富 田 健 次	
	住民代表	宍粟市連合自治会(山崎町連合自治会 代表)	山 本 正 剛	
	住民代表	宍粟市連合自治会(一宮町連合自治会 代表)	米 田 正 富	
	住民代表	宍粟市連合自治会(波賀町連合自治会 代表)	柿 本 義 人	
	住民代表	宍粟市連合自治会(千種町連合自治会 代表)	廣 金 幸 一	
	住民代表	公募委員	下 川 秀 美	
	住民代表	公募委員	板 東 敏 子	
	住民代表	宍粟市老人クラブ連合会長	香 山 勝 一	
	住民代表	宍粟市社会福祉協議会事務局長	春 名 章 宏	
	学識経験者	兵庫県立大学 教授	兒 山 真 也	
	バス事業者代表	神姫バス(株) 姫路営業所長	池 田 広 幸	
	バス事業者代表	(株)ウエスト神姫営業課長	妻 木 孝 典	
	バス事業者団体代表	社団法人兵庫県バス協会専務理事	水 田 節 男	
	タクシー事業者代表	西播タクシー協会宍粟支部長	出 雲 聖 士	
	労働団体代表	(株)ウエスト神姫労働組合執行委員長	室 井 周 冊	
	道路管理者	国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所山崎維持出張所長	山 本 博 文	
	道路管理者	兵庫県龍野土木事務所宍粟事業所道路担当課長	橋 本 征 尚	
	公安委員会	宍粟警察署交通課長	上 山 智 晴	
	神戸運輸監理部	兵庫陸運部 首席運輸企画専門官	田 橋 一	
	兵庫県西播磨県民局	光都土木事務所所長補佐(企画調整担当)	井 口 智 貴	

大栗市地域公共交通会議事務局名簿

所 属	役 職	氏 名	備考
市民生活部	部長	森 本 和 人	
市民生活部	次長	山 本 信 介	
市民生活部 まちづくり推進課	次長兼課長	小 河 秀 義	
市民生活部 まちづくり推進課	副課長	石 垣 統 久	
市民生活部 まちづくり推進課	係長	福 田 和 也	
市民生活部 まちづくり推進課	主査	小 倉 三 枝	
市民生活部 まちづくり推進課	主事	上 川 雄 生	
健康福祉部 障害福祉課	係長	森 谷 直 明	
一宮市民局 まちづくり推進課	主査	木 村 壮 志	
波賀市民局 まちづくり推進課	主事	谷 口 文 崇	
千種市民局 まちづくり推進課	主事	幸 福 大 地	

■オブザーバー

所 属	役 職	氏 名	備考
(株)ウエスト神姫山崎営業所	運輸部長	橋 本 友 一	

宍粟市地域公共交通会議規約

(目的)

第1条 少子高齢化の進行により地域の実情に応じた持続可能な交通サービスの実現をめざし、住民代表、事業者及び行政等が協働し意見聴取または協議することを目的とする。

(設置)

第2条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の規定に基づき、宍粟市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(事務所)

第3条 交通会議の事務所は、兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市役所内に置く。

(所掌事務)

第4条 交通会議は、次に掲げる事項に基づく意見聴取または協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた地域交通のニーズの把握に関すること
- (2) 公共交通再編計画に関する意見聴取
- (3) 地域における需要に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること
- (4) 市町村有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること
- (5) 過疎地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること
- (6) 連携計画の変更協議に関すること
- (7) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (8) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること
- (9) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること
- (10) 前9号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

(組織)

第5条 交通会議は、次に掲げる委員をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 住民の代表
- (2) 学識経験者
- (3) バス、タクシー事業者及びそれらが組織する団体の代表
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (5) 道路管理者
- (6) 公安委員会
- (7) 神戸運輸監理部長又はその指名する職員
- (8) 兵庫県の関係職員
- (9) 宍粟市副市長
- (10) その他交通会議が必要と認める者

2 委員の任期は委嘱の日から翌年度の年度末までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(役員)

第6条 交通会議に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監事 2名

2 会長は、宍粟市副市長とし、交通会議を代表し、その会務を総理する。

3 会長は、副会長及び監事を委員の中から任命する。

4 副会長は、会長を補佐して交通会議の業務を掌理し、会長不在の時は、会長の職務を代理する。

5 監事は、交通会議の会計監査を行う。

6 監事は、会計監査の結果を交通会議において報告する。

(会議)

第7条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により交通会議に出席できないときは、その委員の代わりの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、委員とみなす。

4 交通会議の議決の方法は、原則として全会一致とするが、成立しない場合においては多数決とする。

5 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 交通会議は原則として公開とする。ただし、交通会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 前6項に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において議決された事項については、交通会議の構成員はその結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 交通会議に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条に掲げる事項について専門的な調査及び検討等を行うため、必要に応じ交通会議

に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、宍粟市公共交通担当課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 交通会議の経費は、必要に応じて負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 交通会議の予算の編成及び現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第14条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成26年6月24日から施行する。

宍 市 ま 第 号
令和 3 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 宍粟市
住 所 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6
代 表 者 氏 名 市長 福 元 晶 三 印

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

地域内フィーダー系統確保維持計画

令和3年6月24日

宍粟市地域公共交通会議 会長 富田 健次

生活交通確保維持改善計画の名称	
宍粟市地域内フィーダー系統確保維持計画	
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性	
市域が広大で鉄軌道が無い宍粟市の公共交通においては、民間による路線バスが、通勤や通学、通院、買い物など市民の日常生活を支える移動手段として重要な役割を担っています。 市民が住んでいる地域でいつまでも安心して暮らせること、元気な高齢者の方が利用できること、また、通勤通学者がマイカー以外の環境にやさしい移動手段として利用できること、さらに市外から観光に訪れる方の移動手段としての利用を目的として本計画を策定します。	
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果	
(1) 事業の目標	
各路線の目標を次のとおりとする。	
(1) 山崎～エーガイヤちくさ	平均乗車密度3.3人以上の利用者数
(2) 市役所前～下宇原1	1便あたり1.6人以上の利用者数
(3) 山崎～下比地	1便あたり1.5人以上の利用者数
(4) はりま一宮小学校前～福知溪谷	1便あたり1.5人以上の利用者数
(5) JAハリマみかた営業部～JAハリマみかた営業部	1便あたり1.5人以上の利用者数
(6) JAハリマみかた営業部～JAハリマみかた営業部	1便あたり1.5人以上の利用者数
(7) JAハリマみかた営業部～まほろばの湯	1便あたり1.5人以上の利用者数
(8) JAハリマみかた営業部～千町終点	1便あたり1.5人以上の利用者数
(9) JAハリマみかた営業部～子安地藏前	1便あたり1.5人以上の利用者数
(10) 皆木～上垣内	1便あたり1.5人以上の利用者数
(11) メイプル福祉センター～皆木	1便あたり1.5人以上の利用者数
(12) 皆木～皆木	1便あたり1.5人以上の利用者数
(13) エーガイヤちくさ～内海口	1便あたり1.5人以上の利用者数
(14) エーガイヤちくさ～別所	1便あたり1.5人以上の利用者数
(15) エーガイヤちくさ～土井	1便あたり1.5人以上の利用者数
(16) エーガイヤちくさ～倉谷	1便あたり1.5人以上の利用者数
(17) エーガイヤちくさ～倉谷口	1便あたり1.5人以上の利用者数
(2) 事業の効果	
①地域住民の通院・買い物等の日常生活を支える移動手段の確保 ②交通空白地域の解消 ③通勤・通学手段の確保 ④定額運賃による利便性の向上 ⑤市外連絡路線（幹線）との連携によるネットワークの構築	

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体			
・公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成（運行事業者）、市内全戸配布（市） ・利用を促進するため、体験乗車をしようとする市内グループ（概ね3人以上）に対し、1日乗車券を交付する体験乗車推進事業を実施（市）			
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者			
（1）運行系統の概要			
路線分類	路線	サービス水準	車両形態
市外連絡路線 （幹線）	出発地～山崎待合所	現行の運行本数 毎日定期運行 ※土日ダイヤあり	大型車両
市内完結路線 （支線）	出発地～地域の市外連絡路線との接続拠点	1日3～4往復 週1日～週5日 定期運行 ※土日運休	小型車両
（2）運賃 200 円			
（3）運行予定者 株式会社ウエスト神姫 詳細は表1のとおり			
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者			
市から運行事業者へ、運行経費と運行等収入の差額を支援している			
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称			
（株）ウエスト神姫			
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】			
該当なし			
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】			
該当なし			
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】			
該当なし			
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】			

該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」のとおり
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
① 車両の代替による費用削減等の内容 該当なし
② 代替車両を活用した利用促進策 該当なし
17. 協議会の開催状況と主な議論

・平成29年6月28日（H29第1回）利用促進のための特殊運賃の協議 ・平成29年8月30日（H29第2回）計画内容、事業内容（フリー降車制）について協議 ・平成30年1月25日（H29第3回）事業評価の協議 ・平成30年2月28日（H29第4回）路線の見直し等の協議 ・平成30年6月21日（H30第1回）フィーダー計画の内容協議 ・平成30年8月2日（H30第2回）通学利用に合わせたダイヤ改正の協議 ・平成30年11月21日（H30第3回）交通網再編に係る経過報告 ・平成31年1月25日（H30第4回）交通網再編の協議 ・平成31年2月15日（H30第5回）利用促進のための特殊運賃の協議 ・令和元年6月14日（R1第1回）フィーダー計画の内容協議 ・令和2年1月27日（R1第2回）事業評価、新設・移設バス停の協議 ・令和2年7月15日（R2第1回）R2フィーダー計画変更、R3フィーダー計画の内容協議 ・令和3年1月26日（R2第2回）事業評価の協議、R3フィーダー計画変更	
18. 利用者等の意見の反映状況	
会議に住民代表として公募委員のほか、各町連合自治会や老人クラブ連合会、社会福祉協議会より各々1名に参画いただき、利用者等の意見を反映している。 また、地域自治会との調整、利用者の意見聴取やバス乗務員へのアンケート調査を実施し見直しの参考にしている。	
19. 協議会メンバーの構成員	
住民の代表	山崎町連合自治会、一宮町連合自治会 波賀町連合自治会、千種町連合自治会 老人クラブ連合会、宍粟市社会福祉協議会 公募委員
学識経験者	兵庫県立大学 教授
バス、タクシー事業者及びそれらが組織する団体の代表	神姫バス(株)、(株)ウエスト神姫 西播磨タクシー協会宍粟支部、(社)兵庫県バス協会
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	(株)ウエスト神姫労働組合
道路管理者	国土交通省、兵庫県
宍粟市	宍粟市副市長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133-6

(所 属) 宍粟市役所市民生活部

まちづくり推進課

(氏 名) 上川 雄生

(電 話) 0790-63-3123

(e-mail) machizukuri-ka@city.shiso.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)		運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
				起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
株式会社ウエスト神姫		(1)	山崎～いちのびあ・皆木～エーガイヤちくさ	山崎	いちのびあ・皆木・芥木	エーガイヤちくさ	往 37.7km 復 37.7km	362	2055.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統である神姫バス山崎～姫路線の山崎停留所で接続	③
		(2)	市役所前～山崎～下宇原1	市役所前	山崎・川戸3	下宇原1	往 13.2km 復 13.2km	257	1156.5 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統である神姫バス山崎～姫路線の山崎停留所で接続	③
		(3)	山崎～下比地	山崎	須賀沢1・金谷自治会館前・国見の森	下比地	往 12.5km 復 12.5km	257	1028.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統である神姫バス山崎～姫路線の山崎停留所で接続	③
		(4)	はりま一宮小学校前～いちのびあ～福知溪谷	はりま一宮小学校前	いちのびあ・深河谷詰所前・福知公民館前	福知溪谷	往 15.0km 復 15.0km	104	312.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウエスト神姫横山線の曲里停留所で接続	③
		(5)	JAハリマみかた営業部～小原～JAハリマみかた営業部	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯・東公文公民館前・小原1	JAハリマみかた営業部	往 27.9km (循環系統)	77	231.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウエスト神姫横山線の福野北停留所で接続	③
		(6)	JAハリマみかた営業部～小原～JAハリマみかた営業部	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯・東公文公民館前・川上神社口	JAハリマみかた営業部	往 16.6km (循環系統)	25	75.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウエスト神姫横山線の福野北停留所で接続	③
		(7)	JAハリマみかた営業部～まほろばの湯	JAハリマみかた営業部	釜河内集会所前・高野橋・三方	まほろばの湯	往 9.1km 復 9.1km	104	312.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウエスト神姫横山線の福野北停留所で接続	③
		(8)	JAハリマみかた営業部～千町終点	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯・草木集会所前	千町終点	往 11.9km 復 11.9km	102	306.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウエスト神姫横山線の福野北停留所で接続	③
		(9)	JAハリマみかた営業部～子安地蔵前	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯・上岸田・黒原詰所前	子安地蔵前	往 11.8km 復 11.8km	104	312.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウエスト神姫横山線の福野北停留所で接続	③
		(10)	皆木～上垣内	皆木	メイプル福祉センター・今市・谷公民館前	上垣内	往 7.9km 復 7.9km	103	309.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫エーガイヤちくさ線の安賀停留所と接続	③
		(11)	メイプル福祉センター～皆木	メイプル福祉センター	波賀市民局・水谷公民館前	皆木	往 7.0km 復 7.0km	154	462.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫エーガイヤちくさ線の安賀停留所と接続	③
		(12)	皆木～飯見詰所北～皆木	皆木	飯見詰所北	皆木	往 3.8km (循環系統)	154	308.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫エーガイヤ線の皆木停留所と接続	③
		(13)	エーガイヤちくさ～内海口	エーガイヤちくさ	寺畑・下鷹巣・戸倉・早田	内海口	往 16.4km 復 16.4km	156	312.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫千種線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(14)	エーガイヤちくさ～別所	エーガイヤちくさ	寺畑・下鷹巣・戸倉・早田	内海口	往 9.3km 復 9.3km	206	206.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫千種線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(15)	エーガイヤちくさ～土井	エーガイヤちくさ	寺畑・下鷹巣・戸倉	土井	往 11.6km 復 11.6km	50	100.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫千種線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(16)	エーガイヤちくさ～倉谷	エーガイヤちくさ	千種・西山・土井・室公民館前	倉谷	往 8.7km 復 8.7km	156	312.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫千種線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(17)	エーガイヤちくさ～倉谷口	エーガイヤちくさ	千種・西山・土井・室公民館前	倉谷口	往 8.3km 復 8.3km	50	100.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫千種線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和5年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)		運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
				起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
株式会社ウエスト神姫		(1)	山崎～いちのびあ・皆木～エーガイヤちくさ	山崎	いちのびあ・皆木・齊木	エーガイヤちくさ	往 37.7km 復 37.7km	362	2055.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統である神姫バス山崎～姫路線の山崎停留所で接続	③
		(2)	市役所前～山崎～下宇原1	市役所前	山崎・川戸3	下宇原1	往 13.2km 復 13.2km	255	1147.5 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統である神姫バス山崎～姫路線の山崎停留所で接続	③
		(3)	山崎～下比地	山崎	須賀沢1・金谷自治会館前・国見の森	下比地	往 12.5km 復 12.5km	255	1020.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統である神姫バス山崎～姫路線の山崎停留所で接続	③
		(4)	はりま一宮小学校前～いちのびあ～福知溪谷	はりま一宮小学校前	いちのびあ・深河谷詰所前・福知公民館前	福知溪谷	往 15.0km 復 15.0km	101	303.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウエスト神姫横山線の曲里停留所で接続	③
		(5)	JAハリマみかた営業部～小原～JAハリマみかた営業部	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯・東公文公民館前・小原1	JAハリマみかた営業部	往 27.9km (循環系統)	77	231.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウエスト神姫横山線の福野北停留所で接続	③
		(6)	JAハリマみかた営業部～小原～JAハリマみかた営業部	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯・東公文公民館前・川上神社口	JAハリマみかた営業部	往 16.6km (循環系統)	25	75.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウエスト神姫横山線の福野北停留所で接続	③
		(7)	JAハリマみかた営業部～まほろばの湯	JAハリマみかた営業部	釜河内集会所前・高野橋・三方	まほろばの湯	往 9.1km 復 9.1km	101	303.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウエスト神姫横山線の福野北停留所で接続	③
		(8)	JAハリマみかた営業部～千町終点	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯・草木集会所前	千町終点	往 11.9km 復 11.9km	102	306.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウエスト神姫横山線の福野北停留所で接続	③
		(9)	JAハリマみかた営業部～子安地蔵前	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯・上岸田・黒原詰所前	子安地蔵前	往 11.8km 復 11.8km	101	303.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウエスト神姫横山線の福野北停留所で接続	③
		(10)	皆木～上垣内	皆木	メイプル福祉センター・今市・谷公民館前	上垣内	往 7.9km 復 7.9km	102	306.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫エーガイヤちくさ線の安賀停留所と接続	③
		(11)	メイプル福祉センター～皆木	メイプル福祉センター	波賀市民局・水谷公民館前	皆木	往 7.0km 復 7.0km	153	459.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫エーガイヤちくさ線の安賀停留所と接続	③
		(12)	皆木～飯見詰所北～皆木	皆木	飯見詰所北	皆木	往 3.8km (循環系統)	153	306.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫エーガイヤ線の皆木停留所と接続	③
		(13)	エーガイヤちくさ～内海口	エーガイヤちくさ	寺畑・下鷹巣・戸倉・早田	内海口	往 16.4km 復 16.4km	154	308.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫千種線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(14)	エーガイヤちくさ～別所	エーガイヤちくさ	寺畑・下鷹巣・戸倉・早田	内海口	往 9.3km 復 9.3km	203	203.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫千種線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(15)	エーガイヤちくさ～土井	エーガイヤちくさ	寺畑・下鷹巣・戸倉	土井	往 11.6km 復 11.6km	49	98.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫千種線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(16)	エーガイヤちくさ～倉谷	エーガイヤちくさ	千種・西山・土井・室公民館前	倉谷	往 8.7km 復 8.7km	154	308.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫千種線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(17)	エーガイヤちくさ～倉谷口	エーガイヤちくさ	千種・西山・土井・室公民館前	倉谷口	往 8.3km 復 8.3km	49	98.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫千種線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)		運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
				起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
株式会社ウエスト神姫		(1)	山崎～いちのびあ・皆木～エーガイヤちくさ	山崎	いちのびあ・皆木・芥木	エーガイヤちくさ	往 37.7km 復 37.7km	363	2046.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統である神姫バス山崎～姫路線の山崎停留所で接続	③
		(2)	市役所前～山崎～下宇原1	市役所前	山崎・川戸3	下宇原1	往 13.2km 復 13.2km	255	1147.5 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統である神姫バス山崎～姫路線の山崎停留所で接続	③
		(3)	山崎～下比地	山崎	須賀沢1・金谷自治会館前・国見の森	下比地	往 12.5km 復 12.5km	255	1020.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統である神姫バス山崎～姫路線の山崎停留所で接続	③
		(4)	はりま一宮小学校前～いちのびあ～福知溪谷	はりま一宮小学校前	いちのびあ・深河会館前・福知公民館前	福知溪谷	往 15.0km 復 15.0km	102	306.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウエスト神姫横山線の曲里停留所で接続	③
		(5)	JAハリマみかた営業部～小原～JAハリマみかた営業部	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯・東公文公民館前・小原1	JAハリマみかた営業部	往 27.9km (循環系統)	78	234.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウエスト神姫横山線の福野北停留所で接続	③
		(6)	JAハリマみかた営業部～小原～JAハリマみかた営業部	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯・東公文公民館前・川上神社口	JAハリマみかた営業部	往 16.6km (循環系統)	24	72.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウエスト神姫横山線の福野北停留所で接続	③
		(7)	JAハリマみかた営業部～まほろばの湯	JAハリマみかた営業部	釜河内集会所前・高野橋・三方	まほろばの湯	往 9.1km 復 9.1km	102	306.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウエスト神姫横山線の福野北停留所で接続	③
		(8)	JAハリマみかた営業部～千町終点	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯・草木集会所前	千町終点	往 11.9km 復 11.9km	102	306.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウエスト神姫横山線の福野北停留所で接続	③
		(9)	JAハリマみかた営業部～子安地藏前	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯・上岸田・黒原詰所前	子安地藏前	往 11.8km 復 11.8km	102	306.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウエスト神姫横山線の福野北停留所で接続	③
		(10)	皆木～上垣内	皆木	メイプル福祉センター・今市・谷公民館前	上垣内	往 7.9km 復 7.9km	101	303.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫エーガイヤちくさ線の安賀停留所と接続	③
		(11)	メイプル福祉センター～皆木	メイプル福祉センター	波賀市民局・水谷公民館前	皆木	往 7.0km 復 7.0km	154	462.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫エーガイヤちくさ線の安賀停留所と接続	③
		(12)	皆木～飯見詰所北～皆木	皆木	飯見詰所北	皆木	往 3.8km (循環系統)	154	308.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫エーガイヤ線の皆木停留所と接続	③
		(13)	エーガイヤちくさ～内海口	エーガイヤちくさ	寺畑・下産巣・戸倉・早田	内海口	往 16.4km 復 16.4km	154	308.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫千種線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(14)	エーガイヤちくさ～別所	エーガイヤちくさ	寺畑・下産巣・戸倉・早田	内海口	往 9.3km 復 9.3km	204	204.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫千種線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(15)	エーガイヤちくさ～土井	エーガイヤちくさ	寺畑・下産巣・戸倉	土井	往 11.6km 復 11.6km	50	100.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫千種線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(16)	エーガイヤちくさ～倉谷	エーガイヤちくさ	千種・西山・土井・室公民館前	倉谷	往 8.7km 復 8.7km	154	308.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫千種線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(17)	エーガイヤちくさ～倉谷口	エーガイヤちくさ	千種・西山・土井・室公民館前	倉谷口	往 8.3km 復 8.3km	50	100.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫千種線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

運行計画

運行計画（運行系統、運行日、運行本数）

申請 番号	路線名	運行系統	運行日	運行本数
1	山崎～いちのびあ・ 皆木～エーガイヤ	山崎～いちのびあ・皆木～エーガイヤ	毎日	平日 7.5 往復 土日祝 2 往復
2	戸原線	下宇原 1⇄市役所前	月～金	4.5 往復
3	城下線	下比地⇄山崎	月～金	4 往復
4	下三方線	福知溪谷～いちのびあ～はりま一宮小学校前	火、金	3 往復
5	公文線	JA ハリマみかた営業部 ⇄JA ハリマみかた営業部	月、水	3 便
6		JA ハリマみかた営業部 ⇄JA ハリマみかた営業部	月、水	3 便
7	河原田線	JA ハリマみかた営業部 ⇄まほろばの湯	火、金	3 往復
8	千町線	千町終点⇄JA ハリマみかた営業部	月、水	3 往復
9	黒原線	子安地藏前⇄JA ハリマみかた営業部	火、金	3 往復
10	谷今市線	上垣内⇄皆木	火、木	3 往復
11	水谷線	皆木⇄メイプル福祉センター	月、水、金	3 往復
12	戸倉線 (飯見経由)	皆木⇄皆木	月、水、金	2 便
13	鷹巣線	エーガイヤちくさ⇄内海口	月、火 水、金	2 往復
14		エーガイヤちくさ⇄別所		1 往復
15		エーガイヤちくさ⇄土井		2 往復
16	奥西山七野線	倉谷⇄エーガイヤちくさ	月、火 水、金	2 往復
17		倉谷口⇄エーガイヤちくさ	月、火 水、金	2 往復

※1 は 8/13～8/15、12/29～12/31 は土日祝ダイヤ、1/1～1/3 は運休

2～16 は土曜・日曜、8/13～8/15、12/30～1/3 は運休

5、13、16 は冬季期間（12/15～3/15）はそれぞれ 6、14、17 で運行

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	宍粟市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	37,773
交通不便地域	37,773

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
23,108	旧山崎町	山村振興法(一部)、 過疎地域自立促進特別措置法
8,101	旧一宮町	山村振興法(一部)、 過疎地域自立促進特別措置法
3,704	旧波賀町	山村振興法、 過疎地域自立促進特別措置法
2,860	旧千種町	山村振興法、 過疎地域自立促進特別措置法

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。

なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

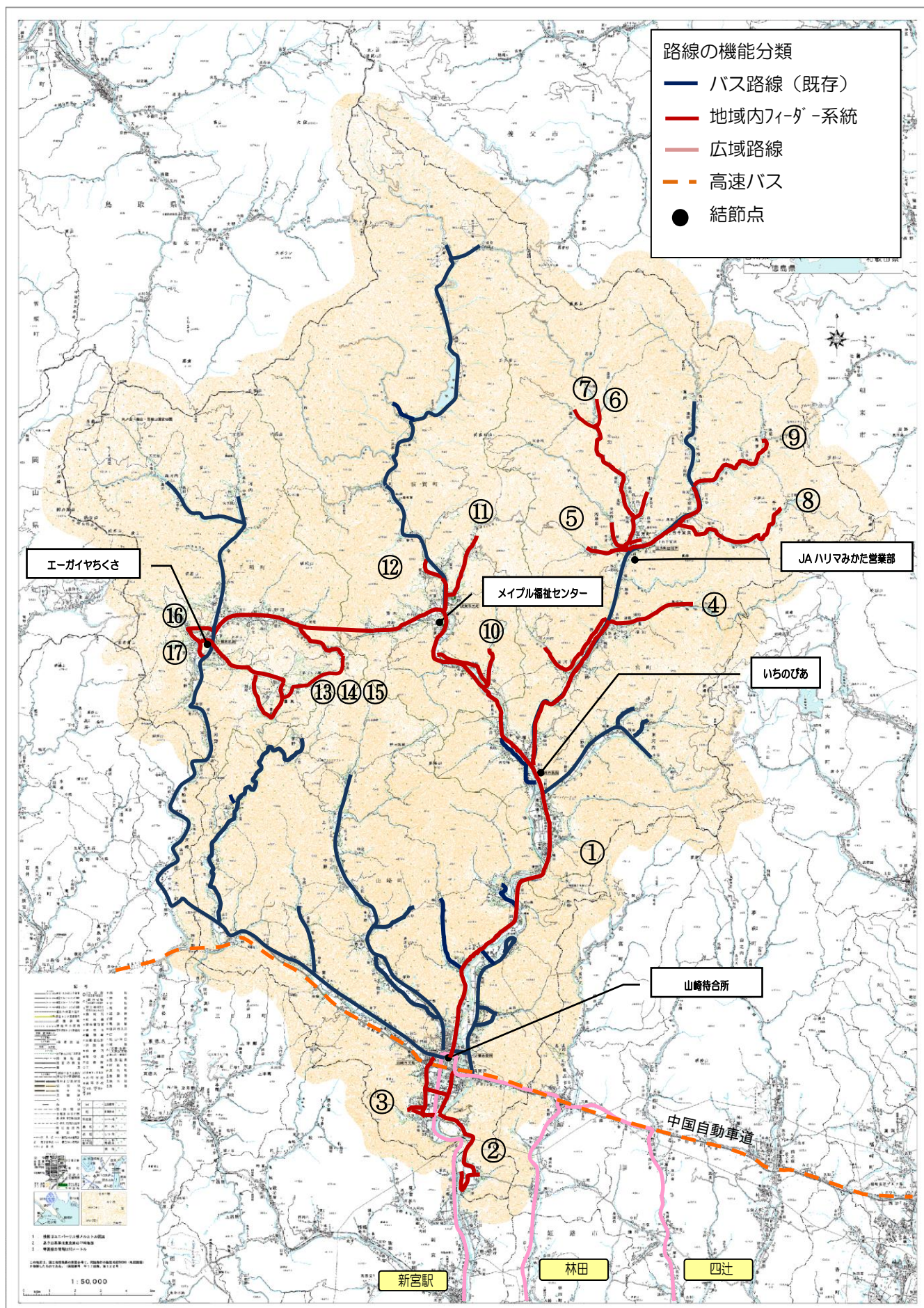
(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

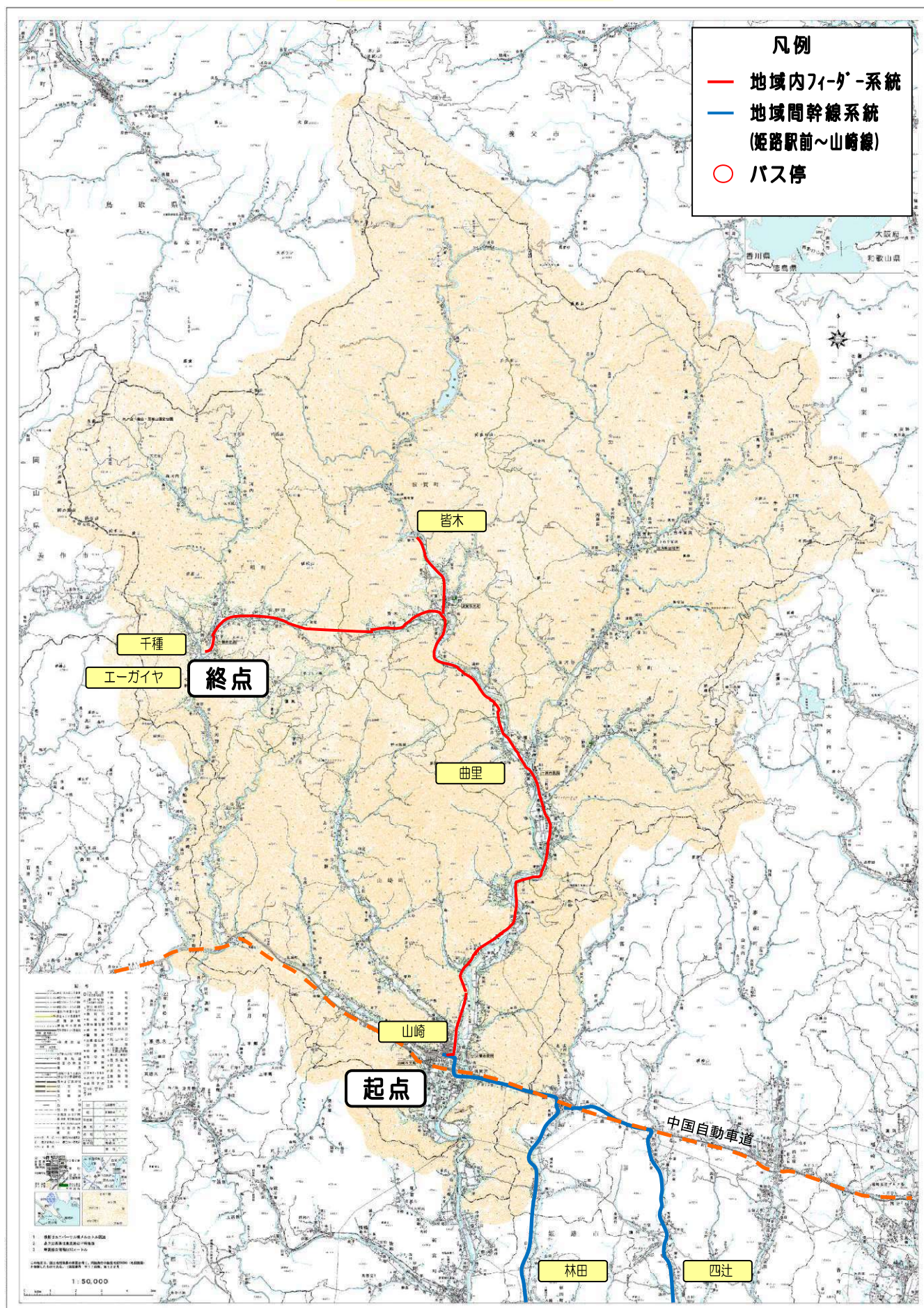
(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

地域内フィーダーシステムの配置イメージ



山崎エーガイヤ線(山崎～皆木～エーガイヤ)



報告（１） 路線（小型）バスの利用実績

小型バス(市内完結路線)利用状況

平成31年4月						令和2年4月						令和3年4月					
	運行日	1日の便数	利用者数	運行便数	1便あたりの利用者数		運行日	1日の便数	利用者数	運行便数	1便あたりの利用者数		運行日	1日の便数	利用者数	運行便数	1便あたりの利用者数
戸原線	月～金	8	297	176	1.69	戸原線	月～金	9	246	198	1.24	戸原線	月～金	9	329	198	1.66
城下線	月～金	8	182	176	1.03	城下線	月～金	8	188	176	1.07	城下線	月～金	8	177	176	1.01
梯河東線	火・金	6	49	54	0.91	梯河東線	火・金	6	69	48	1.44	梯河東線	火・金	6	53	54	0.98
与位河東線	月・水・木	6	310	78	3.97	与位河東線	月・水・木	6	127	84	1.51	与位河東線	月・水・木	6	95	78	1.22
蔦沢線	月～金	10	792	220	3.6	蔦沢線	月～金	10	402	220	1.83	蔦沢線	月～金	10	312	220	1.42
大谷線	月・水	6	47	54	0.87	大谷線	月・水	6	35	54	0.65	大谷線	月・水	6	37	48	0.77
土万線	月～金	8	480	176	2.73	土万線	月～金	8	224	176	1.27	土万線	月～金	8	409	176	2.32
塩田線	月・水	6	89	54	1.65	塩田線	月・水	6	41	54	0.76	塩田線	月・水	6	62	48	1.29
染河内川西線	月～金	6	181	132	1.37	染河内川西線	月～金	6	135	132	1.02	染河内川西線	月～金	5	308	110	2.80
下三方線	火・金	6	42	54	0.78	下三方線	火・金	6	21	48	0.44	下三方線	火・金	6	40	54	0.74
河原田線	火・金	6	9	54	0.17	河原田線	火・金	6	3	48	0.06	河原田線	火・金	6	1	54	0.02
公文線	月・水	6	0	54	0.00	公文線	月・水	6	1	54	0.02	公文線	月・水	6	0	48	0.00
千町線	月・水	6	0	54	0.00	千町線	月・水	6	1	54	0.02	千町線	月・水	6	4	48	0.08
黒原線	火・金	6	5	54	0.09	黒原線	火・金	6	9	48	0.19	黒原線	火・金	6	6	54	0.11
谷今市線	火・木	6	11	54	0.20	谷今市線	火・木	6	11	54	0.20	谷今市線	火・木	6	11	54	0.20
水谷線	月・水・金	6	39	78	0.50	水谷線	月・水・金	6	16	78	0.21	水谷線	月・水・金	6	25	78	0.32
戸倉線 (飯見経由)	月・水・金	4	28	52	0.54	戸倉線 (飯見経由)	月・水・金	4	9	52	0.17	戸倉線 (飯見経由)	月・水・金	4	28	52	0.54
戸倉線 (音水経由)	火・木	4	12	36	0.33	戸倉線 (音水経由)	火・木	4	2	36	0.06	戸倉線 (音水経由)	火・木	4	8	36	0.22
鷹巣線	月～水・金	6	25	108	0.23	鷹巣線	月～水・金	6	25	102	0.25	鷹巣線	月～水・金	6	22	102	0.22
奥西山七野線	月～水・金	4	5	72	0.07	奥西山七野線	月～水・金	4	8	68	0.12	奥西山七野線	月～水・金	4	11	68	0.16
合計			2,603	1,790	1.45	合計			1,573	1,784	0.88	合計			1,938	1,756	1.10

小型バス(市内完結路線)利用状況

令和元年5月						令和2年5月						令和3年5月					
	運行日	1日の便数	利用者数	運行便数	1便あたりの利用者数		運行日	1日の便数	利用者数	運行便数	1便あたりの利用者数		運行日	1日の便数	利用者数	運行便数	1便あたりの利用者数
戸原線	月～金	8	303	184	1.65	戸原線	月～金	9	203	189	1.07	戸原線	月～金	9	251	189	1.33
城下線	月～金	8	172	184	0.93	城下線	月～金	8	162	168	0.96	城下線	月～金	8	134	168	0.80
梯河東線	火・金	6	104	54	1.93	梯河東線	火・金	6	54	54	1.00	梯河東線	火・金	6	45	48	0.94
与位河東線	月・水・木	6	171	84	2.04	与位河東線	月・水・木	6	121	72	1.68	与位河東線	月・水・木	6	95	78	1.22
蔦沢線	月～金	10	774	230	3.37	蔦沢線	月～金	10	381	210	1.81	蔦沢線	月～金	9	255	189	1.35
大谷線	月・水	6	41	54	0.76	大谷線	月・水	6	43	48	0.90	大谷線	月・水	6	35	54	0.65
土万線	月～金	8	442	184	2.40	土万線	月～金	8	241	168	1.43	土万線	月～金	8	346	168	2.06
塩田線	月・水	6	59	54	1.09	塩田線	月・水	6	59	48	1.23	塩田線	月・水	6	68	54	1.26
染河内川西線	月～金	6	208	138	1.51	染河内川西線	月～金	6	122	126	0.97	染河内川西線	月～金	5	318	105	3.03
下三方線	火・金	6	49	54	0.91	下三方線	火・金	6	30	54	0.56	下三方線	火・金	6	21	48	0.44
河原田線	火・金	6	0	54	0.00	河原田線	火・金	6	2	54	0.04	河原田線	火・金	6	2	48	0.04
公文線	月・水	6	0	54	0.00	公文線	月・水	6	1	48	0.02	公文線	月・水	6	0	54	0.00
千町線	月・水	6	0	54	0.00	千町線	月・水	6	8	48	0.17	千町線	月・水	6	0	54	0.00
黒原線	火・金	6	3	54	0.06	黒原線	火・金	6	5	54	0.09	黒原線	火・金	6	4	48	0.08
谷今市線	火・木	6	6	54	0.11	谷今市線	火・木	6	9	48	0.19	谷今市線	火・木	6	10	48	0.21
水谷線	月・水・金	6	47	84	0.56	水谷線	月・水・金	6	10	78	0.13	水谷線	月・水・金	6	12	78	0.15
戸倉線〔飯見経由〕	月・水・金	4	36	56	0.64	戸倉線〔飯見経由〕	月・水・金	4	10	52	0.19	戸倉線〔飯見経由〕	月・水・金	4	12	52	0.23
戸倉線〔音水経由〕	火・木	4	11	36	0.31	戸倉線〔音水経由〕	火・木	4	5	32	0.16	戸倉線〔音水経由〕	火・木	4	8	32	0.25
鷹巣線	月～水・金	6	33	108	0.31	鷹巣線	月～水・金	6	27	102	0.26	鷹巣線	月～水・金	6	23	102	0.23
奥西山七野線	月～水・金	4	5	72	0.07	奥西山七野線	月～水・金	4	22	68	0.32	奥西山七野線	月～水・金	4	13	68	0.19
合計			2,464	1,846	1.33	合計			1,515	1,721	0.88	合計			1,652	1,685	0.98

報告（２）今後の路線見直しについて

公共交通再編後３年目の路線見直しについての考え方

平成27年４月に策定した宍粟市公共交通再編計画において、運行開始から１年ごとに路線評価（小幅な見直し）を行い、需要が少ない路線については、３年を目途に減便又は路線の廃止を検討することとしています。

現在の公共交通は、平成27年11月からスタートし、丸２年が経過したところですが、今後、市及び運行事業者で実際の利用者の意見の集約を進め、バス事業年度末である平成30年９月までの利用実績と利用者の意見等に基づいて大幅な見直しを行うこととし、平成31年４月から見直し後の体系でスタートする予定で進めていきます。

見直しの基本的な考え方は次のとおりです。

１．路線の見直し基準

公共交通再編計画では、路線の見直し基準を１便当たりの利用者数「1.5人以上」としており、基本的にこれを基準とします。

２．基準を下回る路線の見直し内容

１便当たりの利用者数に応じて、それぞれ次の内容で見直しを検討します。

１便当たりの利用者数	見直しの内容
1.5人以上	利用促進に力を入れるとともに、更なる利用人数の増加に向け増便を検討します。
1.4人～概ね0.8人	基準人数の達成に向け利用促進に力を入れることとし、減便等はいりません。
概ね0.7人以下	利用者数の多い路線との統合や、運行距離の短い路線同士の統合といった路線の大幅な再編の検討、また路線の必要性についても検討します。

３．自治会との調整について

バス利用者の意見等の聞き取り調査を、平成30年３月より行います。

平成30年９月までの利用実績と利用者の意見に基づき、上記見直し内容に沿ってバス事業者に新たな公共交通体系の素案を作成いただきます。その素案をもって自治会と個別に協議を行い、平成31年４月から見直し後の体系で運行を開始します。

路線バスの利用実績

市外連絡路線（大型バス）		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		平成27年11月～平成28年9月		平成28年10月～平成29年9月		平成29年10月～平成30年9月	
起点	終点	利用者数	平均乗車密度	利用者数	平均乗車密度	利用者数	平均乗車密度
山崎	横山・倉床	62,753	3.5	78,551	3.6	84,142	2.7
山崎	皆木	49,150	3.5	54,159	3.2	52,881	2.2
	原		2.3		2.6		3.1
山崎	千種	40,087	3.4	41,673	1.8	43,532	1.6
	西河内		1.3		1.4		1.8
山崎	エーガイヤちくさ	48,060	4.5	60,507	3.4	63,222	4.1
合 計		200,050	—	234,890	—	243,777	—

市内完結路線（小型バス）		平成27年11月～平成28年9月		平成28年10月～平成29年9月		平成29年10月～平成30年9月	
		利用者数	1便あたり	利用者数	1便あたり	利用者数	1便あたり
1	戸原線	2,139	1.13	3,135	1.53	3,380	1.67
2	城下線	843	0.45	1,622	0.79	1,644	0.81
3	河東線	1,832	0.97	1,888	0.92	2,964	1.46
4	梯河東線	63	0.11	52	0.08	67	0.11
5	与位河東線	145	0.26	249	0.41	445	0.75
6	薦沢線	4,732	2.51	6,709	2.91	7,351	2.91
7	大谷線	434	0.77	591	0.97	559	0.94
8	土万線	4,561	2.42	5,136	2.51	5,995	2.96
9	塩田線	452	0.80	667	1.09	631	1.06
10	染河内線	1,453	1.03	1,895	1.03	1,991	1.31
—	川西線	51	0.09				
11	下三方線	262	0.46	354	0.58	377	0.61
12	河原田線	33	0.06	73	0.12	26	0.04
13	公文線	96	0.17	95	0.16	58	0.09
14	小原溝谷線	26	0.12	24	0.10	15	0.07
15	千町線	49	0.09	62	0.10	63	0.10
16	黒原線	139	0.24	224	0.37	126	0.20
17	谷今市線	212	0.38	239	0.39	177	0.30
18	水谷線	414	0.73	431	0.71	355	0.60
19	飯見線	211	0.38	176	0.29	173	0.28
20	音水線	92	0.33	118	0.38	74	0.24
21	鷹巣線	414	1.47	555	1.83	553	1.86
21	内海線	181	0.32	154	0.25	99	0.16
22	奥西山線	117	0.21	83	0.14	84	0.14
23	七野線	70	0.12	43	0.07	60	0.10
25	循環バス	—	—	2,531	0.91	5,794	1.24
合 計		19,021	0.92	27,106	1.08	33,061	1.24

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間利用者数	219,071	261,996	276,838
前年からの増減	↑ 63,540	↑ 42,925	↑ 14,842

市外連絡路線（大型バス）		令和元年度		令和2年度	
		平成30年10月～令和元年9月		令和元年10月～令和2年9月	
起点	終点	利用者数	平均乗車密度	利用者数	平均乗車密度
山崎	横山・倉床	81,420	2.8	63,159	2.1
山崎	皆木	56,319	2.9	44,903	1.9
	原		2.3		1.9
山崎	千種	47,614	1.9	38,397	1.7
	西河内		2.4		1.9
山崎	エーガイヤちくさ	65,346	4.0	58,791	3.3
合 計		250,699	—	205,250	—

市内完結路線（小型バス）		平成30年10月～令和元年9月		令和元年10月～令和2年9月	
		利用者数	1便あたり	利用者数	1便あたり
1	戸原線	3,509	1.72	3,423	1.58
2	城下線	1,942	0.95	2,316	1.14
3	河東線	3,826	1.60	2,745	1.80
	梯河東線				
	与位河東線				
4	薦沢線	8,076	3.17	6,518	2.57
5	大谷線	537	0.87	532	0.86
6	土万線	5,786	2.84	4,261	2.10
7	塩田線	767	1.24	717	1.16
8	染河内川西線	2,361	1.46	2,192	1.44
9	下三方線	497	0.81	482	0.79
10	河原田線	15	0.02	26	0.04
11	公文線	86	0.12	42	0.07
12	千町線	27	0.04	55	0.09
13	黒原線	86	0.14	70	0.11
14	谷今市線	93	0.15	142	0.23
15	水谷線	429	0.55	418	0.46
16	戸倉線（飯見経由）	316	0.51	240	0.39
17	戸倉線（音水経由）	81	0.23	91	0.22
18	鷹巣線	550	0.51	535	0.43
19	奥西山七野線	123	0.12	123	0.15
20	循環バス	6,357	1.64	6,351	1.63
合 計		35,464	1.40	31,279	1.27

	令和元年度	令和2年度
年間利用者数	286,163	236,529
前年からの増減	↑ 9,325	↓ 49,634

「互助」による輸送(ボランティア輸送)の明確化

許可・登録を要しない輸送の「**運送の対価に当たらない市町村による支援や利用者の負担**」

